

令和7年度 居宅介護支援事業所集団指導

守山市介護保険課

令和7年8月25日

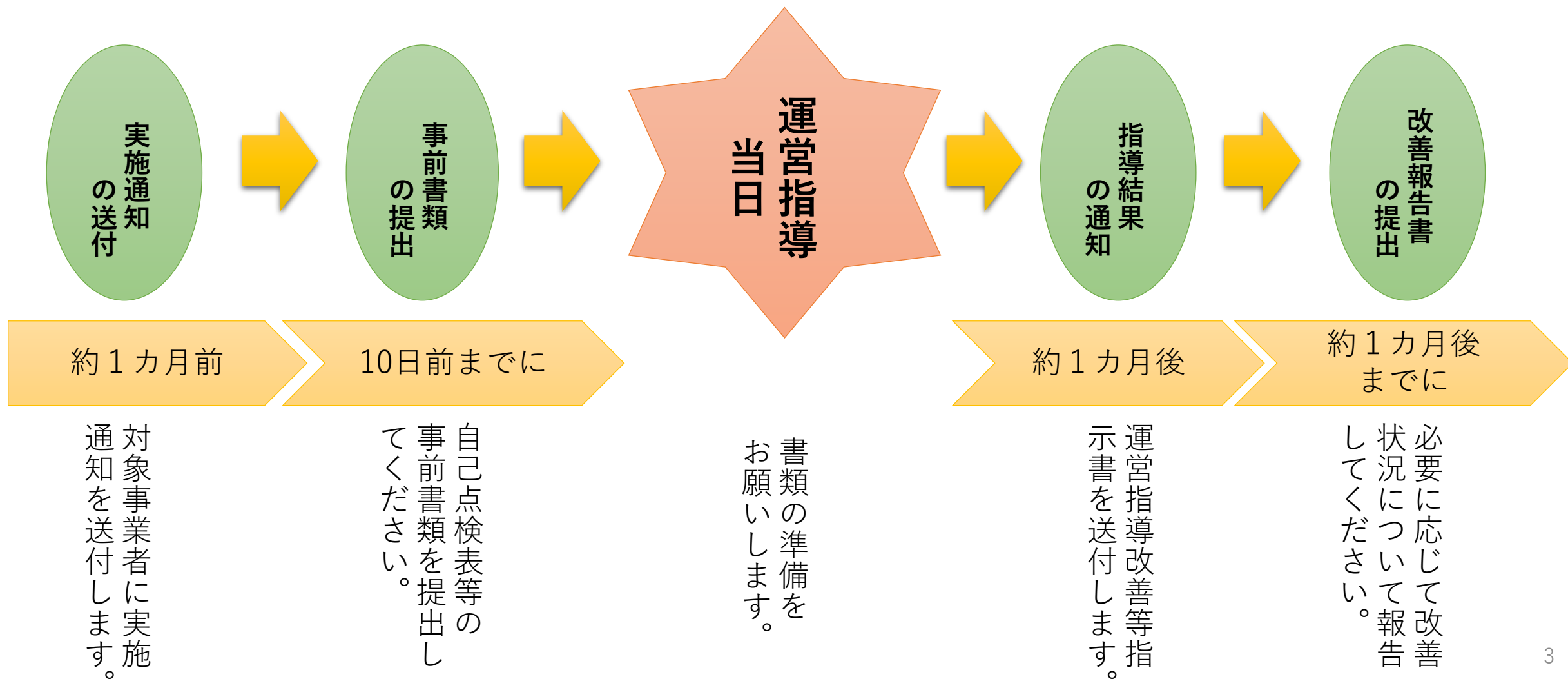
次第

- 1 令和6年度運営指導の結果
- 2 令和6年度報酬改定に係る留意事項【再周知】
- 3 介護保険課からのお知らせ（守山市介護職員等就職支援事業補助金）
- 4 地域包括支援センターからのお知らせ

運営指導のスケジュール

運営指導：各事業所とも原則 3 年に 1 度運営指導（対面）を行うこととします。

監査：運営指導にかかわらず、本市が必要と認める場合は監査を実施することがあります。



実施時期 : 令和6年4月から令和7年3月まで
内 容 : 運営基準全般について
指導回数 : 6事業所
 文書指導 → 1事業所
 口頭指導 → 5事業所

文書指導事例

主な指摘内容

文書指摘 2 件

1	入院時情報連携加算Ⅰの算定要件である情報提供を行った記録が確認できない事例 令和5年12月に入院時情報連携加算Ⅰを算定しているが、入院日3日以内に当該病院の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した記録がされておらず、情報提供を証明できる文書等も確認できなかった。 算定要件 利用者が入院したその日（営業終了後または営業日以外の場合は翌日）に当該病院の職員にたいして当該利用者に係る必要な情報を提供すること。また、面談・FAX等で情報提供を行った場合、その旨を記録する必要がある。特にFAXの場合は、その後確認の連絡を入れる必要がある。
○厚生労働大臣が定める基準（平成27年03月23日厚生労働省告示第95号）第85条 居宅介護支援費に係る入院時情報連携加算の基準	

文書指導事例

主な指摘内容

文書指摘 2 件

2	<u>介護報酬改定後に作成した重要事項説明書の同意を得ていなかった事例</u> 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされているが、介護報酬改定後に作成した重要事項説明書を交付しておらず、利用者からの同意が得られていない事例が複数確認された。
○守山市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月23日条例第8号)第3条 ○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第4条第1項	

□頭による主な指摘事項

運営規程	1	運営規程に『虐待防止のための対策を検討する委員会の設置』および『虐待防止のための指針の整備』の文言を追加すること
	2	居宅介護支援事業所の見やすい場所に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、重要事項説明書を掲示、業務継続計画の備え付けを行うこと
	3	「感染症の予防及びまん延防止のための対策」について、『対策検討委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底をはかること』、『感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること』とされているが、実施した記録が残されていなかった。今後は委員会の議事録や研修資料等を記録として残しておくこと
重要事項説明書	1	重要事項説明書は、利用者の選択に資する書類であり、直接契約に結び付くものではないため、「提供されるサービスの内容や契約上ご注意いただきたいことについて」などの契約を前提とした文面と捉えられる記載は削除すること

□頭による主な指摘事項

重要事項説明書	2	「代理人」の署名欄に 続柄 を追記すること。なお、契約書および個人情報使用同意書の署名欄についても同様の取扱いとすること
	3	別紙料金表について、 地域単価(10.42円) を記載するとともに、居宅介護支援費および各加算の単位数を追記すること
利用契約書	1	各書類における代理人の同意欄について、本人との 続柄 を記載する欄を設けること
	2	文書保管期間を「2年間」から「5年間」に改めること

□頭による主な指摘事項

居宅サービス計画等	1	モニタリングの実施を 居宅介護支援経過に記載すること (サービス担当者会議と同時に行った場合はその旨を記載すること)
	2	サービス担当者会議開催前に行う意見照会の結果は、 照会書式およびサービス担当者会議の要点に記載を行うこと
	3	身体拘束について、やむを得ず実施となった場合は モニタリングを継続実施し、サービス担当者会議での検討およびその旨を居宅介護支援経過に記載すること
	4	特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合、 サービス担当者会議を開催し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること

□頭による主な指摘事項

居宅サービス計画等	5	指定居宅サービス事業者等に対して個別サービス計画の提出をもれなく求め、 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を確認 すること
	6	指定居宅支援の提供開始に際して、あらかじめ利用者・申込者またはその家族に対して文書を交付して説明を行い、同意を得て、契約書・重要事項説明書に 同意日の記載 を行うこと
	7	提供サービスに目的変更があった場合にはケアプランへの記載を含めた一連の業務が必要となるが、当初のリハビリでの目的に加えて骨折後の医療処置目的での訪問看護サービスの提供が1週間程度されていた際には支援経過への記載のみでケアプランへの記載がなされていなかった。同サービス内で目的変更があった場合には、 アセスメントのうえサービス担当者会議を開催し、ケアプランおよび支援経過にも記載 を行うこと

□頭による主な指摘事項

人員基準	1	勤務形態一覧表について、有休等はその旨を記載すること
	2	出勤簿は実際の出勤時間を記録すること
その他	1	個人情報を含む文書を事業所外に持ち出している状況が確認されたため、 個人情報の保管体制 を改めること
	2	ケアプラン等の個人情報を含む書類が、鍵のかからない棚に保管されていた。個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に則り慎重に取り扱わなければならない。そのため、個人情報を含む書類は、鍵付きの棚に保管し、営業時間外は施錠するなど、 書類の管理体制 を改めること
	3	個人情報利用同意書について、個人情報の使用目的や期間、条件等を明記すること

好 事 例

居宅サービス計画の交付記録、モニタリング時のチェックシート等、事業所独自に確認しやすい様式を作成されており、適切に活用されていた

居宅サービス計画書第1表の上部に、短期目標期間や「原案」・「本案」などの記入がされており、どの期間の居宅サービス計画書なのかが判断しやすい状態でファイリングされていた

事業所独自でサービス担当者会議の参加者への連絡確認・出席可否を記載するチェック表を作成し、会議運営の管理を適切に行っていた

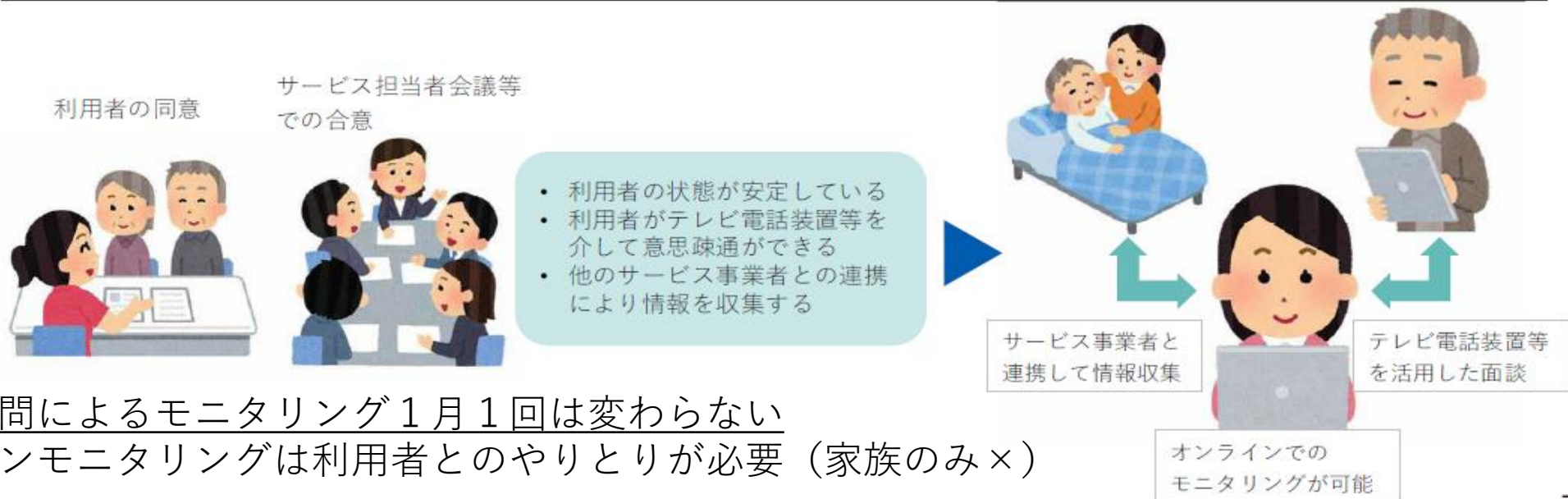
指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

1. (1) ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
【省令改正】
- ア 利用者の同意を得ること。(文書により)
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

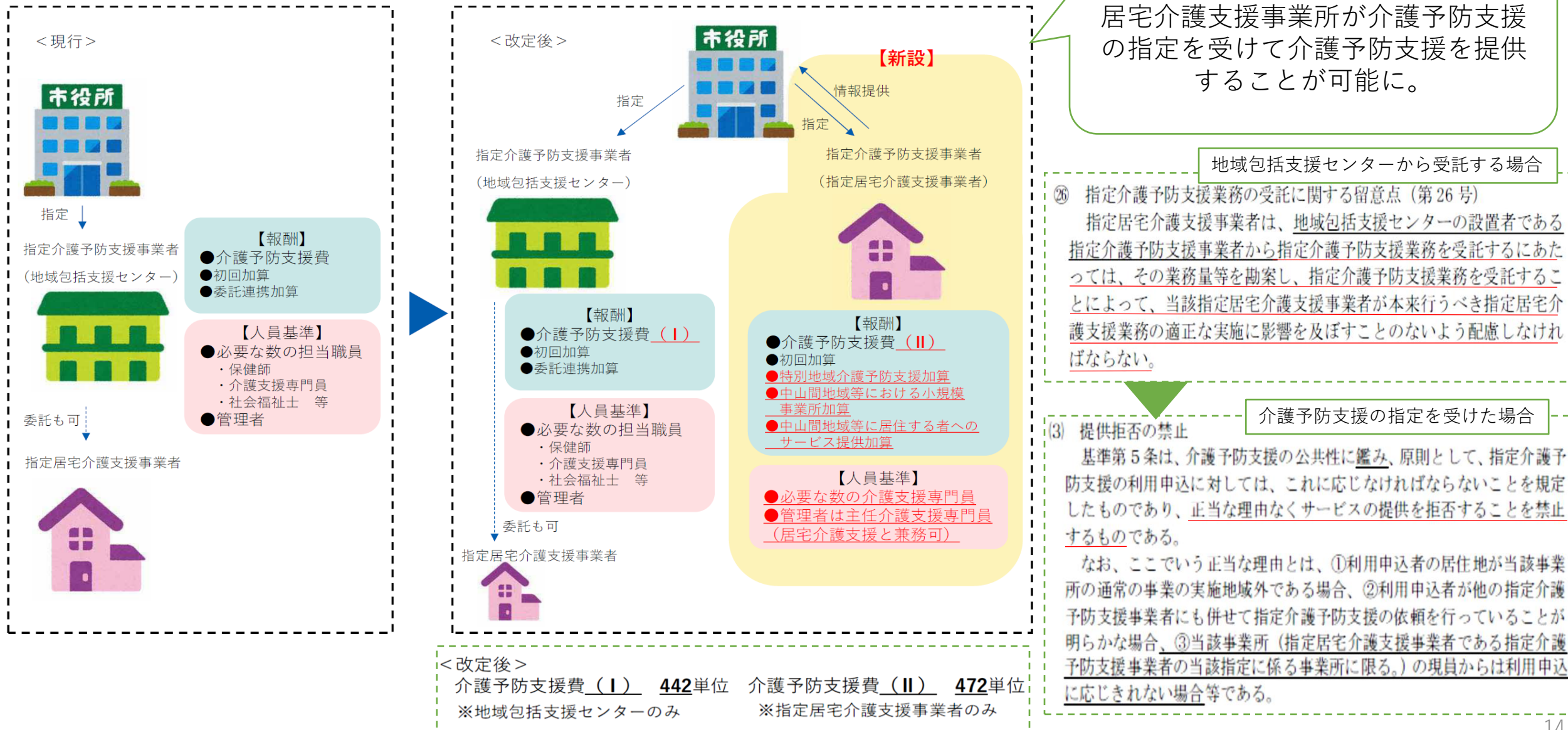


原則は、利用者の居宅を訪問して実施

- ・ 原則、訪問によるモニタリング1月1回は変わらない
- ・ オンラインモニタリングは利用者とのやりとりが必要（家族のみ×）

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



< 改定後 >

介護予防支援費 (Ⅰ) **442単位** 介護予防支援費 (Ⅱ) **472単位**

※地域包括支援センターのみ

※指定居宅介護支援事業者のみ

介護予防支援の指定を受けるにあたっての注意点

- (1) 管理者は**主任ケアマネ**の資格を有する必要がある
(※居宅介護支援事業所のR9.3.31までの経過措置は介護予防支援指定には適用されない)
- (2) 履歴事項全部証明書の目的欄に**介護予防支援事業の記載**が必要
例) 「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等
- (3) これまで地域包括支援センターからの委託だった方を居宅介護支援事業所が直営で契約する場合には、
『介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書』を介護保険課に提出する必要がある
(※利用サービスが総合事業のみの方は介護保険課に提出は不要)
- (4) 居宅介護支援事業所が直営で契約をしている要支援の方の開示請求先は介護保険課
(※請求は**1枚あたり10円**)
- (5) 居宅介護支援事業と同様に、介護予防支援事業においても運営指導を実施
介護予防支援事業の運営指導には介護保険課職員に加え地域包括支援センター職員も同行

重要事項説明書の取扱いについて

○重要事項説明書の取扱いについて

令和6年度報酬改定により各利用料金・加算の単価が変更となっているため、重要事項説明書の変更箇所について、利用者全員への説明が必要である。

（今回の改定時期：令和6年4月）

利用料金の改定を**書面で配付**する等を行った上で、**利用者又はその家族へ説明し、理解を得ること**。その場合、利用料金の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の**説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し、保管しておくこと**。

介護保険課からのお知らせ

守山市介護職員等就職支援事業補助金について

守山市介護職員等就職支援事業補助金

▶ 令和6年度まで

対象資格	対象要件	補助額
介護福祉士 社会福祉士	守山市内の介護施設等への就職と合わせて県外から 守山市へ転入	30万円
	守山市内の介護施設等への就職	20万円
実務者研修修了者	守山市内の介護施設等への就職	10万円
初任者研修修了者	守山市内の介護施設等への就職	5万円

守山市介護職員等就職支援事業補助金

▶ 令和7年度から

対象資格	対象要件	補助額
介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員【週35時間以上勤務】※1	守山市内の介護施設等への就職と合わせて県外から 守山市へ転入	30万円
	守山市内の介護施設等への就職	20万円
実務者研修修了者 介護支援専門員【週20時間以上勤務】※1	守山市内の介護施設等への就職	10万円
初任者研修修了者	守山市内の介護施設等への就職	5万円

※1介護支援専門員は居宅介護支援事業所に就職した場合のみ対象

補助金の対象要件

- ▶ 就職時に**対象の資格**を有していること
 - ▶ 以下のうちのいずれかに該当していること
 - ・ 4月1日以後に**新たに市内の介護施設等へ就職**すること
 - ・ **市外**の介護施設等から4月1日以後に**市内の介護施設等へ転職**すること
 - ・ **12か月以上**介護職等を離れた後、**市内の介護施設等へ再就職**すること
 - ▶ 1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上、または1か月140時間を超える勤務を3年以上継続する雇用契約を締結する、または見込みであること
- (介護支援専門員に限り、「1週間の勤務が1年を平均して20時間以上、また (は1か月80時間を超える勤務条件で居宅介護支援事業所と3年以上継続する雇用契約を締結する、または見込みであること」も含む)
- ▶ 同一系列施設からの異動、または市内のほかの施設からの転職ではないこと
 - ▶ 守山市の市税等の滞納がない、および居住市町村税の滞納がないこと
 - ▶ 補助金の返還が生じた場合の連帯保証人（成人した親族等）を1人立てられること

注意事項

- ▶ 申請期間は勤務開始日（就職した日）から **6か月以内**
- ▶ ただし、当年度就職者の受付期限は、**3月31日**まで
- ▶ 就職日から3年以上勤続できなかった場合は、勤務年数に応じて **返還**の必要がある
- ▶ 補助金は雑所得として扱われるため、**所得の申告**（確定申告など）が必要

（給与以外の所得が20万円を超えない場合には、確定申告は不要であるが、市町村民税の申告が居住市町村へ必要）

地域包括支援センターからの お知らせ

ご清聴ありがとうございました。